報道関係者 各位

令和5年の異常気象被害対策資金の発動について

今年は県内各地で、降霜、高温少雨及び強風・降ひょうといった気象災害が相次ぎ、 農作物等に被害が発生しております。

県では、これらの被害を受けた農業者等が運転資金を円滑に調達できるよう、県・市町村と融資機関が協調して有利な条件で貸付けを行う「<u>令和5年の異常気象被害対策資</u>金」を発動することといたしましたので、県民への周知に協力くださるようお願いいたします。

記

1 資金の概要

以下の災害で農作物等に被害を受けた農業者等を支援するため、農業者等が運転資金を借り入れる際の貸付利率を県・市町村と融資機関が協調して引き下げるものです。

(対象となる災害)

- ・ 令和5年3月29日からの降霜
- ・ 令和5年夏季の高温少雨
- ・ 令和5年10月6日の強風及び降ひょう

2 主な貸付条件等

- (1) 資金使途 種苗、肥料、薬剤、資材購入費 (ビニールハウス等の簡易な施設の復 旧費用) などの運転資金
- (2) 償還期限 被害程度に応じ3~6年(据置期間なし)
- (3) 貸付利率 0.90%以内(県・市町村による引下げ後の利率) ※ その他の貸付条件は、別紙をご覧ください。

3 融資総額(融資枠)

2億円

次 長 齋藤 邦仁

令和5年の異常気象被害対策資金(運転資金)の概要

1 目 的

令和5年3月29日からの降霜、同年夏季の高温少雨並びに同年10月6日の強風及び降ひょうで農作物の減収等の被害を受けた農業者等に対し、再生産及び経営の維持安定のために必要な資金の融資を行い、農業者等の生産活動の維持を図る。

2 資金概要

資 金 名	山形県農林漁業天災対策資金	
対象災害	・ 令和5年3月29日からの降霜・ 令和5年夏季の高温少雨・ 令和5年10月6日の強風及び降ひょう	
貸付対象者	 ○ 被害農業者 農業を主な業務とする者(年間総所得の5割以上を農業所得が占める者) で、次のいずれかの被害がある旨の市町村長の認定を受けた者 ① 農作物等の減収量が30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業等総収入の10%以上 ② 果樹等の樹体被害による損失額が被害時価額の30%以上 	
資金使途	・ 種苗、肥料、薬剤等購入費等の運転資金 ・ ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用	
貸付限度額	果樹栽培者(果樹収入が5割以上)500万円(法人2,500万円)又は損失額の55%のいずれか低い額一般農業者(果樹収入が5割未満)200万円(法人2,000万円)又は損失額の45%のいずれか低い額	
償還期限	被害程度に応じ3年~6年以内(据置期間なし)	
貸付利率	0.90%以内(無利子化又は低利子化の場合あり)	
貸付期間	令和5年11月7日 ~ 令和6年3月31日	
融資枠	2億円	

3 利子補給の事業内容

- 実施主体:市町村
- 仕組み
 - ・ 基準金利 (2.35%) のうち、県・市町村が 利子補給し引下げ ⇒ 0.90%
 - ・ 県・市町村による引下げ後、融資機関が独自 に引下げを行う場合 ⇒ 無利子(最大引下げの場合)

基準金利	2. 35%
利子補給率	1. 45%
県 (66.5%)	0.96425%
市町村 (33.5%)	0.48575%
貸付利率	0.90%